

## 三重県職員の倫理確保についての指針

### 1 職員の倫理確保についての指針

三重県職員倫理規程の考え方を実現し、公務に対する県民の信頼を確保するため、職員の倫理確保についての指針を定めます。

### 2 利害関係を有する者との間における留意事項

- (1) 職員は利害関係を有する者との間で次に掲げる行為を行ってはなりません。ただし、家族関係、個人的友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって職務に関係しないものはこの限りではありません。
- ① 金銭（祝儀、見舞い金、餞別等を含む。）、有価証券等の贈与を受けること（葬儀の際の香典、供花及び結婚式の出席者からの祝儀については、社会通念上許容されうる儀礼の範囲内のものを除く。）
  - ② 中元、歳暮、年賀等の贈答品（広く配布される宣伝用の物品等を除く。）を受けること
  - ③ 金銭の貸付を受けること（業として行われるものであって、適正な利子の支払いを行う場合を除く。）
  - ④ 適正な対価を支払わずに有価証券等の譲渡を受けること
  - ⑤ 適正な対価を支払わずに不動産、物品等の譲渡又は貸与を受けること
  - ⑥ 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること
  - ⑦ 供応接待を受けること
  - ⑧ 自己の費用を負担しないで利害関係を有する者と会食をすること  
（ただし、会議において飲食物の提供を受ける場合、多数の者が出席する立食パーティ等において飲食物の提供を受ける場合、公費による支出がある場合を除く。）
  - ⑨ 自己の費用を負担しないで利害関係を有する者とともにスポーツ等の遊技又は旅行をすること
  - ⑩ 利害関係を有する者からの依頼に応じて、報酬又は謝礼を受けて講演、寄稿等を行うこと
  - ⑪ 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益もしくは便宜の供与を受けること（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供、事務用品の使用、職務執行の際における車への同乗等を除く。）
- (2) 職員は自己の費用を負担する場合、あるいは、私的な関係を有する者との間においてであっても、利害関係を有する者と会食、スポーツ等の遊技又は旅行を行う場合においては、自らの行動が公務に対する住民の信頼に影響を与えることを自覚して、住民の疑惑又は不信を招くような行為を行ってはなりません。

### 3 利害関係を有する者

- (1) 「利害関係を有する者」とは、基本的には、その者からの贈与の受領、その者との会食等の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがある者のことをいいます。
- (2) 利害関係を有する者の範囲は、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受けるものであり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方となります。

ただし、職員の職務遂行によって利益又は不利益を受けるものであっても、特定の人を対象としていない行為（例えば、税の賦課等県民一般に対して権利義務を生じるもの等）の相手方は、利害関係を有する者とはなりません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ない事務によって職員と関わる者についても、利害関係を有する者とはなりません。

- (3) 当該職員が直接担当する事務でなくとも、意思決定に関与していれば、その相手方は利害関係を有する者に該当します。
- (4) このほか、直接には利害関係を有しない場合であっても、職務上の利害関係を有する他の職員に対する影響力の行使を期待して接触する者も利害関係を有する者に該当します。
- (5) 個々の職員の「利害関係を有する」場合の判断にあたっては、各職員の所掌する事務ごとに次の基準に従って判断するものとします。

① 許認可等を行う事務

相手方が当該許認可等を受けて事業を行っている場合、当該許認可等の申請をしている場合又は申請をしようとしていることが明らかな場合

② 補助金等を交付する事務

相手方が当該補助金等の交付を受けて当該補助金等の対象となる事務又は事業を行っている場合、当該補助金等の交付を申請している場合又は申請しようとしていることが明らかな場合

③ 立入検査等をする事務

相手方が当該立入検査等の対象である場合

④ 不利益処分をする事務

相手方が不利益処分をしようとする際における当該不利益処分の対象である場合

⑤ 行政指導をする事務

相手方が当該行政指導により一定の作為又は不作為を求められている場合

⑥ 契約に関する事務

相手方が契約を締結している場合、契約の申し込みをしている又は申し込みをしようとしていることが明らかな場合

#### 4 私的な関係に基づく行為

私的な関係に基づく行為については、次の点から判断して、留意事項で行ってはならないとされている行為を行うことが、公正な職務の執行に対する県民の疑惑等を招くおそれがないと考えられる場合に限り行うことができるものとします。

① 職員と相手方との間における職務上の利害関係の状況

(許可の申請中か、既に許可を受けて事業を行っているかなど)

② 私的な関係の経緯及び現在の状況

(利害関係を有することとなる以前から親しくつきあっていたかなど)

③ 両者の間において行われる行為の態様

(高価な贈り物か、旅行のおみやげかなど)

#### 5 所属長への協議

- (1) 職員は、自らが行おうとする行為の内容が2に定める留意事項で行ってはならないとされて

いる行為に該当するかどうか、又は、自らが行う行為の相手方が3に定める利害関係を有する者に該当するかどうかについて自ら判断することが困難な場合には、所属長に協議するものとします。

- (2) 所属長は前項による協議があった場合には、行為の概要等を確認のうえ、速やかに適切な助言または指導を行うものとします。

## 6 所属長の責務

所属長は、所属職員に範を示すべく、みずから厳しく自己を律し、この指針を遵守するとともに、所属職員の倫理の保持に関して指導監督するものとします。

## 7 部（局）長の責務

- (1) 各部（局）長は、部（局）内職員の適正な職務執行と倫理保持に関し、職員及び所属長に対し必要な助言及び指導を行うものとします。
- (2) 総務部長は、職員の適正な職務の執行と倫理保持の推進に関し、必要に応じて各部（局）長に対し助言を行うほか、職員の職務にかかる倫理の保持のために必要な措置を講じるものとします。

## 8 信用失墜行為

職員がこの指針に反する行為を行った結果、職の信用を傷つけたと認める場合は、その違反の程度に応じ、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分等の必要な措置を講じるものとします。

平成14年4月26日

平成31年4月1日改正